

所有者（管理者）のみなさまへのご案内

平成 28 年 6 月 1 日から津山市の特殊建築物定期報告の対象となる建築物が変わりました

津山市都市計画課

津山市建築基準法施行細則第 13 条（平成 28 年 6 月 1 日施行）

対象用途	市細則で定める規模	政令で定める規模	報告時期
劇場、映画館、演芸場	・その用途に供する床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	・当該用途（100 平方メートル超の部分）が 3 階以上の階にある場合 ・当該用途の床面積（客席部分）が 200 平方メートル以上の場合	平成 32 年度（以降 3 年ごと）
観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場	・その用途に供する床面積の合計が 500 平方メートル（屋外観覧席にあっては 1,000 平方メートル）を超えるもの	・主階が 1 階にない場合（劇場、映画館、演芸場に限り。） ・当該用途（100 平方メートル超の部分）が地階にある場合	
病院 又は 診療所（患者の収容施設があるものに限る。） 旅館 又は ホテル	・その用途に供する部分の床面積の合計が 600 平方メートルを超えるもの又は 3 以上の階をその用途に供するもの	・当該用途（100 平方メートル超の部分）が 3 階以上の階にある場合 ・2 階にある当該用途の床面積が 300 平方メートル以上の場合 ・当該用途（100 平方メートル超の部分）が地階にある場合	
児童福祉施設等（※1） 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（※2）、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等に限る。）	・その用途に供する部分の床面積の合計が 600 平方メートルを超えるもの又は 3 以上の階をその用途に供するもの	・当該用途（100 平方メートル超の部分）が 3 階以上の階にある場合 ・2 階にある当該用途の床面積が 300 平方メートル以上の場合 ・当該用途（100 平方メートル超の部分）が地階にある場合	平成 30 年度（以降 3 年ごと）
体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場（※3）	—	・当該用途（100 平方メートル超の部分）が 3 階以上の階にある場合 ・当該用途の床面積が 2,000 平方メートル以上の場合	平成 31 年度（以降 3 年ごと）
物販販売業を営む店舗、百貨店、マーケット又は展示場、料理店又は飲食店 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場又は待合	・階数が 3 以上で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの	・当該用途（100 平方メートル超の部分）が 3 階以上の階にある場合 ・2 階にある当該用途の床面積が 500 平方メートル以上の場合 ・当該用途の床面積が 3,000 平方メートル以上の場合 ・当該用途（100 平方メートル超の部分）が地階にある場合	
地下街	・地下街の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの	—	

※新築又は改築をし、完了検査済証を受けた建築物は、1 回目の報告時期が免除されます。

(※1) 児童福祉施設等

- ・ 助産施設、保育所、老人福祉施設、有料老人ホーム

(※2) 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの

- ・ 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ・ 助産所
- ・ 盲導犬訓練施設
- ・ 救護施設、厚生施設
- ・ 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型在宅介護の事業所を含む。）その他これらに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ・ 母子保健施設
- ・ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供する者に限る。）

(※3) 学校に付属するものを除く。

特殊建築物定期調査報告の要領

1. 提出書類

(1) 定期調査報告書[建築基準法施行規則第 36 号の 2 様式] (正 1 部、副 1 部)

定期調査報告概要書[建築基準法施行規則第 36 号の 3 様式] (1 部)

調査結果表[H20 国交省告示第 282 号別記] (正 1 部、副 1 部)

(2) 添付する書類 (縮尺適宜) ※定期調査報告書に添付

① 付近見取図

明示すべき事項：方位、道路及び目標となる地物

② 配置図

明示すべき事項：縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、位置及び構造（耐火、準耐火建築物の別を含む。）、延焼のおそれのある部分、報告に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員

③ 各階平面図

明示すべき事項：縮尺、方位、間取り、各室の用途、延焼のおそれのある部分、防火設備の位置、調査において指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む。）並びに省令第 5 条第 3 項に規定する報告書及び定期調査報告概要書に添えた写真を撮影した位置

④ 改善計画書

改善箇所（不適・不良箇所）がある場合に添付して下さい。

⑤ 委任状（様式任意）

報告書等の提出・訂正等を代理者（調査者等）が行う場合は、添付して下さい。

2. 提出者

所有者又は管理者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）

3. 調査時期

調査報告日以前 3 ヶ月以内

4. 調査資格者

(1) 一級建築士、二級建築士（業を営む場合は建築士法の規定により、建築士事務所の登録が必要）

(2) 国土交通大臣が定める資格を有する者

①特殊建築物等調査資格者

②建築基準適合判定資格者

5. その他

※改善箇所があり改善計画書を提出された場合、改善完了後すみやかに、改善報告書を下記あてに提出してください。

※改善箇所があったが軽微で既に改善済みの場合は、報告書にその旨を記載してください。

※確認済証交付後、除却・用途変更・用途面積変更などにより報告対象外となった場合は、該当しない旨の届出を提出してください。不明な点があれば下記までご連絡ください。

<問い合わせ先・提出先>

津山市 都市建設部 都市計画課 建築指導審査係

住 所：〒708-8501 岡山県津山市山北 520

電 話：0868-32-2099 FAX：0868-32-2155

E-mail：tokei@city.tsuyama.lg.jp